

六郷氏・岩城氏・打越氏 由利本荘市入部 400 年記念事業
ロゴマーク 使用取扱い要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は六郷氏・岩城氏・打越氏 由利本荘市入部 400 年記念事業ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、「六郷氏・岩城氏・打越氏 由利本荘市入部 400 年記念 シンボルマーク（ロゴマーク） ガイドライン」に定める図柄とする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する著作権等の一切の権利は、由利本荘市に帰属する。

(使用の申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の電子申請様式（電子申請名：ロゴマーク使用申請【由利本荘市入部 400 年記念事業】）から市長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 学校において教育等の目的で使用する場合
- (2) 新聞、テレビ等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 由利本荘市が主催又は共催する事業の実施団体等が、「六郷氏・岩城氏・打越氏 由利本荘市入部 400 年記念事業」の取組をPRする目的で使用する場合
- (4) その他、市長が適当と認める場合

(使用の承認等)

第5条 市長は、前条の電子申請様式の申請を受けたときは、その内容を審査し、使用の承認又は不承認の通知を申請者に送付するものとする。

2 市長は、前項の規定により承認をする場合において、その使用方法について条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により承認をする場合において、ロゴマークを使用した企画等を由利本荘市による印刷物、公式サイト等へ掲載できる。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 法令または公序良俗に反するもの、または反するおそれがある場合
- (2) 由利本荘市の信用や品位を害するおそれがある場合
- (3) 第三者の誤解を招き、または利益を害するおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政治、思想、宗教の活動を支援するもの、または支援するおそれがある場合

(5) その他、その使用が不相当と認められる場合

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第7条 ロゴマークの使用期間は、使用承認を受けた日から、令和6年(2023年)3月末までとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 第5条の規定によるロゴマークを使用する者(以下「使用者」という。)は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた内容のみに使用すること
- (2) 第5条第2項の規定により付された条件に従うこと
- (3) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと
- (4) 「六郷氏・岩城氏・打越氏 由利本荘市入部400年記念 シンボルマーク(ロゴマーク) ガイドライン」に沿って適切に使用すること
- (5) ロゴマークを自己の商標若しくは意匠に使用せず、または商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと
- (6) 第5条の承認を受けた権利を譲渡または転貸しないこと。
- (7) ロゴマークを使用した物品の製造または役務を他の者に委託する場合は、その受託者が本要綱の規定に違反しないよう、管理、監督その他必要な措置を講ずること
- (8) ロゴマークを使用した物品等を有料で販売する場合にあっては、その販売する価格は、ロゴマーク等を使用する前の額と同額以下の額又は類似の既製品の価格と同等以下とする。また、販売価格等を記載した企画書も随時提出すること。

(承認内容の変更)

第9条 使用者は、ロゴマークの使用の承認を受けた内容を変更しようとするときは、再度所定の電子申請様式(電子申請名:ロゴマーク使用申請【由利本荘市入部400年記念事業】)から市長に申請しなければならない。

2 市長は、電子申請様式の申請を受けたときは、その内容を審査し、使用の承認又は不承認の通知を申請者に送付するものとする。

(報告及び調査)

第10条 使用者は、ロゴマークを使用した実際の物品等を、市長に提出しなければならない。ただし、当該物品等の提出が困難であると認められるものについては、その写真等の提出をもって、これに代えることができる。

2 市長は、必要に応じて、使用者に対し、ロゴマークの使用状況について報告を求め、または調査を行うことができる。

(承認の取り消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用の承認を取り消し、ロゴマークを使用した物品等の回収を求めることができる。

- (1) 使用の申請または変更の申請の内容に虚偽があることが判明した場合
- (2) 使用者が第8条各号に掲げる事項を遵守しない場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ロゴマークを継続して使用することが不適當であると市長が認めた場合

2 市長は、前項の規定により承認を取り消すときは、承認取消に関する通知を使用者に送付するものとする。

3 使用者は、前項の規定による通知を受けた日以後、ロゴマークを使用した物品等の使用、配布、販売掲示等または役務の提供をしてはならない。

(免責事項、損失補償等の責任)

第12条 由利本荘市は、本要綱により、ロゴマークの使用に伴って使用者に生じた損害について一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークの使用により第三者に損害を与えたときは、その全責任を負うものとする。ロゴマークの使用の承認の取り消しにより、使用者または第三者に生じた損害についても同様とする。

3 使用者は、ロゴマークの使用による事故、苦情が発生したときは、自らの責任のもとに、適切な措置を講じなければならない。事故、苦情が発生したときは、使用者は速やかにその内容について、市長に報告しなければならない。

4 前項に規定する事故、苦情について、市長は一切の責任を負わない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。